

羽曳野市立白鳥小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止基本方針（理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼすものである。いじめは、加害、被害という２者関係だけでなく、在校児童全ての児童の人権に関わる重大な問題である。また、いじめは、どの学校でも起こりうるものであることを認識すべき事案である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童の気持ちに寄り添い、思いを重ねながら相談に応じることが大切である。その一貫した全教職員の姿勢と取組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになり、いじめを許さない校風をつくるものであると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、全教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を育み、支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。さらに、全教職員自身が、するどい人権感覚と『ともに学びともに育つ』スキルを身につけることが求められていることを認識しなければならない。

また、学校だけで解決できる課題ではないことを認識する必要がある。児童は、それぞれの家庭や地域の中で育まれている。教職員・保護者・地域の方々と協働して、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないおとなの意識を育成することにより、いじめを許さない校区教育文化をつくらなければならないと考える。

白鳥小学校は、学校経営方針を、『子ども一人ひとりの心に寄り添い、学ぶことの大切さと生きることの尊さを知る魅力ある学校づくりに努める』と掲げている。組織として機敏性をもった対応で、児童の安全が確実に確保され、安心して通い、学びあえる学校づくりを一層構築するために、いじめ防止基本方針をここに定める。

いじめ防止基本方針の周知と見直しについて

- いじめ防止基本方針について、PTA 総会及び10月の学校運営方針説明会において保護者に周知する。加えて、学校ホームページにも掲載する。
- 学校協議会・学校保健会及び PTA 役員会・実行委員会において学校における現状報告を行うとともに見直しの提案について協議を行う。
- 児童とともに学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

いじめ行為レベル別表示（問題行動への対応チャートより）

レベルⅠ：ことばによるからかい 無視 攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴なふるまい等）＊2回繰り返す場合はレベルⅡ対応を行う。

レベルⅡ：仲間外れ 悪口・陰口、軽度の暴言

レベルⅢ：暴言・誹謗中傷行為<「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの> 脅迫・強要行為<態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの> 暴力<蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの>

レベルⅣ：重い暴力・傷害行為 重い脅迫・強要・恐喝行為<金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうちレベルⅤに至らないもの>

レベルⅤ：極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為<態様・被害の程度・背景事情を考慮する>

3. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名

〔生徒指導特別委員会〕

②構成員

校長・教頭・首席・研修生活部長・各学年代表・関係者・養護教諭
(羽曳野市子育て支援課相談員・羽曳野市立峰塚中学校 SC・SSW)

③役割

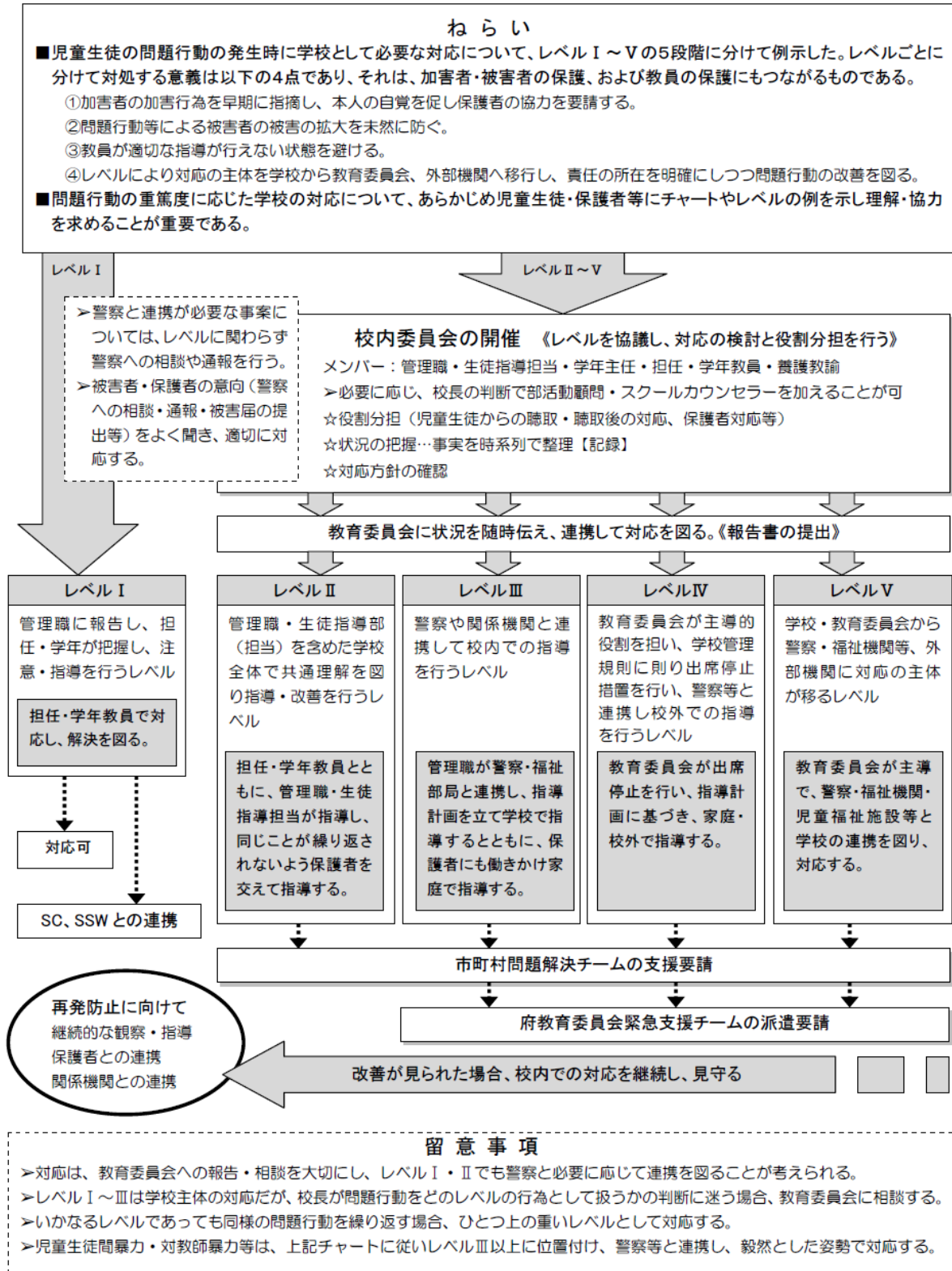
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめ防止対策年間計画

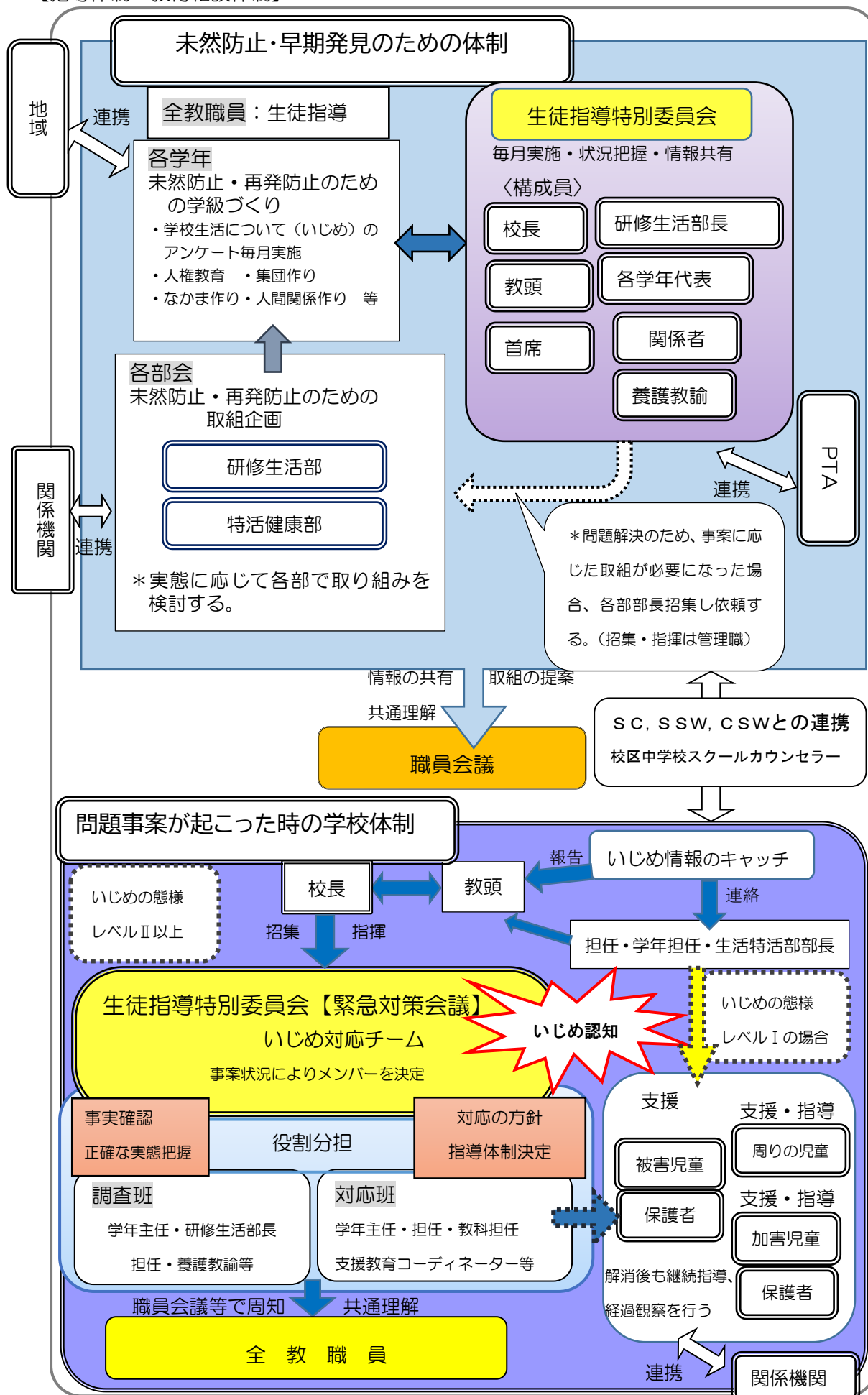
羽曳野市立白鳥小学校 いじめ防止年間計画（小学校）		
	1年～6年	学校行事
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 （家庭での様子の把握）	第1回 特別委員会「学校いじめ防止基本方針」の更新、 年間計画の確認、 問題行動等の結果の共有 家庭訪問
5月	学校生活についてのアンケート	第2回特別委員会 PTA総会 土曜参観 たてわり班活動
6月	学校生活についてのアンケート	第3回特別委員会（進捗確認） 個人懇談会
7月		第4回特別委員会
9月	学校生活についてのアンケート	第5回特別委員会 フリー参観
10月	学校生活についてのアンケート	第6回特別委員会（状況報告と取組みの検証） 5年 林間学舎 運動会
11月	学校生活についてのアンケート	第7回特別委員会 参観・懇談会 たてわり班活動 6年 修学旅行
12月		第8回特別委員会 学校協議会 個人懇談会
1月		
2月	学校生活についてのアンケート	第9回特別委員会（年間の取組みの検証） 学校協議会 学校保健会 参観・懇談会 たてわり班活動 ジャンプアップ大会
3月		お別れ集会

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成



【指導体制・教育相談体制】



いじめへの対処

いじめ認知後における取り組み

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、全教職員と事象の共有化を図る。
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教職員および生徒指導部長と管理職に報告し、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。いじめの防止等の対策のための組織（生指特別委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会事務局に報告し、今後の方針を伝えるとともに教育委員会より指示を受ける。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ますのではなく、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

★いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生活指導特別委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや羽曳野市役所子育て支援課の協力を得て対応を行う。

★いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに、必ず複数教職員で聴取するなどの配慮を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求める。また、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

★いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞したら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や文化祭、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生指特別委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

いじめが起こった時の組織的対応の流れ(学校全体の取組)

いじめ情報を得た場合は、特定の教職員だけで抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたために児童によりつらい状況に追い込んでしまい保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そうならないように、校長のリーダーシップのもと生徒指導特別委員会（いじめ対応チーム）のメンバーによる緊急対策会議を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

